

定 款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当会社は、 株式会社 I G ポート と称し、 英文では、 IG Port, Inc. と表示する。

第2条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動の支配、管理することを目的とする。

1. 静画、動画、コンピューターグラフィック、音楽等を使用した映画、テレビ、ビデオグラム等の各種メディアの映像作品の企画、開発、制作、販売、配給、輸出入、あるいは通信回線による配信
2. ゲームソフト、映像ソフト、音楽ソフト、コンピュータソフト、漫画等の企画、開発、制作、販売、輸出入、あるいはこれらの原盤の管理
3. キャラクター商品（テレビ、ゲーム、映画、漫画等に登場する人物、動物、乗り物等の名称や特徴を施した衣料品、文具類、装身具、玩具等）のデザイン企画および商品化企画の立案、およびこれらに関する制作、販売、輸出入、管理
4. 広告宣伝代理業
5. 作家、芸術家等のクリエーターのマネージメントおよびプロモート業務
6. 上記各号に関する講演会・セミナー・イベント等の企画および運営
7. 上記各号に関する出版物の企画、編集、発行および販売
8. 上記各号に関する著作権・著作隣接権等の知的財産権の取得、保有、管理、調査、評価、使用許諾、販売、賃貸、譲渡、利用許諾
9. 雑誌および書籍の編集、出版、ならびに販売
10. 芸能プロダクションの運営
11. カルチャー教室の経営
12. インターネットを利用した各種情報提供サービス業務
13. レストラン、食堂、喫茶店、遊技場の運営
14. 不動産の維持、管理、運用、賃貸借および売買
15. 一般労働者派遣事業
16. 有料職業紹介事業
17. 前各号に付帯する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を 東京都武蔵野市 に置く。

第4条 (機 関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。

第7条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引所等により自己の株式を取得することができる。

第10条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第11条 (株式取扱規程)

当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条 (招集)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

第13条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

②前項および本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第14条 (招集権者および議長)

株主総会は、取締役会の決議に基づいて、取締役CEO(最高経営責任者)がこれを招集し、議長となる。

②取締役CEO(最高経営責任者)に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、

議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第18条（員 数）

当会社の取締役は10名以内とする。

第19条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条（任 期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ②増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第21条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ②取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

- ③取締役会は、その決議によって、取締役CEO（最高経営責任者）1名、取締役COO（最高執行責任者）1名を定めることができる。

第22条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役CEO（最高経営責任者）がこれを招集し、議長となる。

- ②取締役CEO（最高経営責任者）に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第25条（取締役会規程）

取締役に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第26条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第27条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、120万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

第28条（員数）

当会社の監査役は、4名以内とする。

第29条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第30条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第31条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第32条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第33条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第34条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第35条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、120万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計 算

第36条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

第37条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。

第38条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第39条（配当金の除斥期間等）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

②前項の金銭には利息をつけないものとする。

平成 7年	5月31日	改訂
平成12年	7月25日	改訂
平成12年	8月 5日	改訂
平成14年	1月15日	改訂
平成14年	8月30日	改訂
平成15年	8月26日	改訂
平成16年	8月30日	改訂
平成17年	3月22日	改訂
平成17年	8月26日	改訂
平成18年	2月10日	改訂
平成18年	8月25日	改訂
平成19年	11月1日	改訂
平成21年	8月21日	改訂
平成22年	8月20日	改訂
平成25年	12月1日	改訂
平成26年	8月22日	改訂
令和 元年	8月27日	改訂
令和 4年	8月30日	改訂
令和 6年	6月 1日	改訂